

# 平成23年度予算案における主な非正規労働者関連対策の概要

非正規労働者の失業予防、処遇改善、正社員化、生活・早期再就職支援、非正規雇用への流入予防等、非正規労働者の生活・雇用の安定等に資する事項について、効果が期待できる事項を抜粋(必ずしも非正規労働者のみを対象とする施策に限らない)。

平成23年度予定額:2,158億円(1,255億円)

## I ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援(ポジティブ・ウェルフェアの推進)

993億円(250億円)

- 1 就職を支援するセーフティネットの強化
  - (1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進
  - (2) 実習型雇用を通じた就職支援(緊急就職支援事業)
  - (3) 民間を活用した就職活動の促進(就職活動準備事業による個別カウンセリング等)
  - (4) 介護・福祉、医療等における雇用創出
- 2 自治体等と連携した就労・生活支援等
  - (1) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援
  - (2) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施
  - (3) ハローワークにおける住居確保に関する支援
  - (4) メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化
  - (5) 地域生活福祉・就労支援協議会におけるワンストップサービスの推進
  - (6) 非正規労働者へのワンストップによる就労支援

## II 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進

194億円(81億円)

- 1 在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進(「均衡待遇・正社員化推進奨励金」等)
- 2 失業者の正社員就職支援(正社員求人確保の積極的な実施)
- 3 有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方の検討
- 4 労働者派遣法の改正による均衡待遇の推進、派遣労働者雇用安定化特別奨励金による派遣労働者の直接雇用の促進等
- 5 非正規労働者の労働条件の確保等

## III キャリア形成支援の推進

423億円(444億円)

- 1 ジョブ・カード制度の推進
- 2 学校教育段階からのキャリア形成支援の推進
- 3 介護・福祉、医療等の分野における職業訓練の推進等

## IV 安心して働くことのできる環境整備

93億円(37億円)

- 1 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援、遵守の徹底
- 2 労働関係法令の履行確保等(個別労働紛争の解決促進等)

## V 暮らしの安心確保

【平成22年度補正予算による措置】

- 1 貧困・困窮者の「絆」再生事業の実施
- 2 生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備
- 3 「『住まい対策』の拡充」の延長

## VI 対象者別の支援

517億円(457億円)

- 1 若者の就職促進、自立支援対策(新規学卒者・未就職卒業者の就職支援、フリーター等の正規雇用化の推進、ニート等の若年者の職業的自立支援の強化、学校教育段階からの支援)
- 2 女性の就業希望の実現(マザーズハローワーク事業の拡充)
- 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 4 外国人労働者問題等への適切な対応(相談体制の整備、労働条件確保等のための的確な指導監督等)

## 平成 23 年度概算要求における主な非正規労働者関連対策の概要

### 関連対策要求合計額 2, 158 億円 (1, 255 億円)

本ペーパーは、平成 23 年度厚生労働省予算概算要求事項の中から、非正規労働者の失業予防、処遇改善、正社員化、生活・早期再就職支援、非正規雇用への流入予防等、非正規労働者の生活・雇用の安定に資する事項について、必ずしも非正規労働者のみを対象とする施策に限ることなく、効果が期待できる事項を抜粋したものである。

### I ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援(ポジティブ・ウェルフェアの推進) 993 億円(250 億円)

#### 1 就職を支援するセーフティネットの強化 917 億円(180 億円)

##### (1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進

775 億円(55 億円)

雇用保険(失業給付)を受給できない方々に無料の職業訓練や訓練期間中の生活支援のための給付(10万円/月)を行う制度を恒久化する(求職者支援制度の創設)。

また、ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方への担当者制によるマンツーマン支援を行う。

(参考)【平成 22 年度補正予算】

##### ○ 緊急人材育成支援事業の延長

1, 000 億円

雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」について、「求職者支援制度」の制度化までの間延長する。

##### (2) 実習型雇用を通じた就職支援(緊急就職支援事業) 137 億円(125 億円)

十分な技能及び経験を有しない求職者について実習型雇用を経て常用雇用を目指す事業主への助成を実施する。

##### (3) 民間を活用した求職活動の促進(就職活動準備事業)(新規) 5 億円

就職に対する準備不足等から求職者支援制度の職業訓練の受講によりただちに効果が得にくいと考えられる求職者について、民間に委託して、意欲・能力の向上のための個別カウンセリング、生活指導等や職業紹介を実施し、求職者支援制度への円滑な移行や就職促進を図る。

#### (4) 介護・福祉、医療等の分野における雇用創出

介護・福祉、医療等の分野について、雇用創出の基金事業の活用や、事業主に対する人材確保の支援等の実施により、地域における雇用創出を図る。

(参考)【平成 22 年度経済危機対応・地域活性化予備費、補正予算】

○ 重点分野雇用創造事業の拡充 予備費1,000億円、補正予算1,000億円

地域において、介護をはじめとした成長分野における雇用創出・人材育成の取組を促進するため、平成22年度末までの事業の実施期間を平成23年度（一部平成24年度）まで延長する等拡充を行う。

## 2 自治体等と連携した就労・生活支援等

76億円(70億円)

### (1) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援(「福祉から就労」支援事業) 28億円(26億円)

生活保護等の福祉を担う地方自治体と就労支援を行うハローワークが協定(支援の対象者、支援手法、両者の役割分担等)を締結して、地方自治体とハローワークの担当者により構成する支援チームが、対象となる生活保護受給者、住宅手当受給者等それぞれへの支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談など、積極的な就労支援を行う。

### (2) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施 4億円

自立に向けて個別かつ継続的な支援を必要とする求職者へ、生活支援から就労支援までの一貫した寄り添い型の支援を行う「パーソナル・サポーター」と一体となって、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う「就職支援ナビゲーター」(80人)を求職者総合支援センター等に配置する。

(参考)【平成 22 年度経済危機対応・地域活性化予備費】

○ パーソナル・サポート・モデル事業 29億円

パーソナル・サポート・サービスの制度化に向け、現場レベルでノウハウを蓄積するため、全国 19 地域において、平成 23 年度までのモデル事業(パーソナル・サポーターの配置等)を実施する。

### (3) ハローワークにおける住居確保に関する支援 12億円(12億円)

「住居・生活支援アドバイザー」(263名)がハローワークにおいて、住宅手当の申請書類の作成助言を行う等により、求職者への住居確保に関する支援を実施する。

### (4) メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化 4億円(2億円)

福祉関係者や弁護士会等の民間専門家との連携体制を構築し、自殺対策も含めたメンタルヘルス相談や多重債務相談等を、非正規労働者総合支援センター及び同コーナーに加え、全国の主要なハローワークにおいて実施し、求職者に対する総合生活相談機能の強化を図る。

**(5) 地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進(新規)**

**1億円**

第二のセーフティネット支援施策等を効果的に実施するため、「地域生活福祉・就労支援協議会」を開催し、地域におけるワンストップ・サービス関係機関の一層の連携強化を図る。

**(6) 非正規労働者へのワンストップによる就労支援(一部再掲)**

**31億円( 33億円)**

非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため、全国に「非正規労働者総合支援センター」及び同コーナーを設置し、担当者制によるきめ細かな支援と、専門家による心理相談・生活支援制度に係る相談及び地方自治体とも連携した生活・住居相談等を一体的に実施する。

## Ⅱ 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進

194億円(81億円)

### 1 在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進 26億円(28億円)

中小企業雇用安定化奨励金や短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、有期契約労働者やパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進するとともに、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

### 2 失業者の正社員就職支援(新規) 48億円

ハローワークに、「求人開拓推進員」(1,600名)を配置し、非正規求人からの転換も含めた正社員の求人確保を積極的に行い、正社員就職を促進する。

### 3 有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方の検討(新規)

0.1億円

有期契約労働者の雇用・就業の実態等について調査を行うとともに、有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方を検討する。

### 4 労働者派遣法の改正による均衡待遇の推進等 116億円(48億円)

改正労働者派遣法案が成立した場合には、これに基づく均衡待遇の配慮義務規定の周知・指導を行うとともに、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」(一人100万円(有期雇用50万円)(大企業は半額))を活用し、派遣先における派遣労働者の直接雇用を促進する。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

### 5 非正規労働者の労働条件の確保等 4億円(4億円)

非正規労働者の労働条件の確保や改善対策の推進のため、労働基準法等に基づく指導を徹底するとともに、労働契約法、パートタイム労働法他関係法令に関する周知、啓発指導を実施する。

## Ⅲ キャリア形成支援の推進

423億円(444億円)

### 1 ジョブ・カード制度の推進

107億円(136億円)

フリーター等の正社員経験の少ない方等を対象に、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果をジョブ・カードに取りまとめることにより正社員へと導く「ジョブ・カード制度」を着実に実施するとともに、モデル評価シートの拡充等を図る。また、ハローワークにおけるキャリア・コンサルティング機能の強化を図るとともに、公共職業訓練受講者や求職者支援制度における訓練受講者等へのジョブ・カードの取得を推進するため、民間教育訓練機関や「ジョブ・カード企業支援センター（仮称）」へのキャリア・コンサルタントの配置を推進する。

### 2 学校教育段階からのキャリア形成支援の推進

0.2億円(0.2億円)

本格的な進路決定の前段階にある中学校段階に焦点を当て、実践的なキャリア教育を担う専門人材を養成するための講習事業を推進する。

### 3 介護・福祉、医療等の分野における職業訓練の推進等

316億円(307億円)

大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、介護・福祉、医療、情報通信等の成長分野における職業訓練を推進する。また、民間活用と就職実績に応じた支払制度の組合せにより、職業訓練の効果を向上させ、訓練修了者の就職の一層の促進を図る。

## IV 安心して働くことのできる環境整備

93億円(37億円)

### 1 最低賃金の引上げ

56億円(7億円)

#### (1) 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援(新規) 50億円

雇用戦略対話における合意を踏まえ、労使関係者とも調整を行いつつ、最低賃金の引上げの円滑な実施を図るため、地域の中小企業団体に、生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、中小企業庁が実施する支援事業と連携を図りながら、ワン・ストップで対応する相談窓口(全国 167 箇所)を設ける。

また、業種別中小企業団体が賃金底上げを図るための取組等を行う場合に助成(上限 2,000 万円、15 団体)を行う。

さらに、最低賃金の引上げに先行して、賃金を計画的に 800 円以上に引き上げ、これに併せて就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備の導入等を行う場合に助成(1/2)を行う(最低賃金額が 700 円以下の 34 道県、約 7,500 企業を対象。1 年当たり 40 円以上の賃金引上げなどが支給要件。)

#### (2) 最低賃金の遵守の徹底 6億円(7億円)

最低賃金の引上げに伴い、各種広報媒体の活用による周知及び最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等の事業場を対象として監督指導を実施することにより、国民に対して最低賃金の周知・徹底を図る。

### 2 労働関係法令の履行確保等

37億円(29億円)

#### (1) 労働関係法令の履行確保及び個別労働紛争の解決促進

20億円(20億円)

労働基準関係法令の履行確保のため、労働基準関係行政の強化を図る。また、増加を続ける個別労働紛争(個々の労働者と事業主との間における職場のトラブル)の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、適切な窓口サービスを実施するための体制の強化(総合労働相談員 759 名→809 名)や一層の業務効率化を図る。

#### (2) 働く人たちのためのルールに関する教育の実施(再掲)

0.2億円(0.2億円)

増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労

働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

**(3) 労働保険の適用促進**

**8億円(9億円)**

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進する。特に、非正規労働者に対する雇用保険の適用範囲の拡大（6か月以上→31日以上）について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組む。

**(4) 改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行(再掲)**

**9億円(0.6億円)**

改正労働者派遣法案が成立した場合には、日雇派遣の原則禁止や均衡待遇、労働契約申込みみなし制度等について、円滑かつ着実に施行するための周知・指導を行う。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

## V 暮らしの安心確保

### 【平成 22 年度補正予算】

#### (1) 貧困・困窮者の「絆」再生事業の実施 100億円

「職」と「住まい」を失うなど支援がなければホームレスとなるおそれのある方等に対して、NPO等民間支援団体と協働した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等により、地域生活への復帰、路上化予防、再路上化防止を図る。

#### (2) 生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備 500億円

低所得世帯を対象とした「生活福祉資金貸付事業」において、貸金業法の改正により消費者金融からの借入が制限された方等からの相談体制の整備や貸付原資の確保等を行う。

#### (3) 『「住まい対策」の拡充』の延長

離職者への住宅手当の支給、就労支援員の配置などの「住まい対策」について、既存の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、平成 22 年度末までの事業実施期間を平成 23 年度末まで延長する。

## VI 対象者別の支援

517億円( 457億円)

### 1 若年者の就職促進、自立支援

385億円( 323億円)

#### (1) 新卒者、既卒者の就職支援

110億円( 52億円)

##### ① 学卒ジョブサポーターの活用等

102億円(52億円)

平成 22 年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」や補正予算により倍増した「学卒ジョブサポーター」(928 人→2,003 人)を引き続きハローワークに配置し、求人確保等就職面接会の開催への協力や大学主催の企業説明会等への出張による就職活動の相談等、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進める。

また、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習、地元企業を活用した高校内企業説明会、関係者への積極的な情報発信等を実施するとともに、新卒者の求人確保に向けて強力に取り組むなどにより、新卒者・既卒者の就職支援を一層推進する。

##### ② 新卒者就職応援本部・新卒応援ハローワークの活用等

8 億円

卒業後 3 年以内の既卒者の就職を促進するための奨励金を支給する「新卒者就職実現プロジェクト」の活用を図るとともに、全都道府県に設置した新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図り、新卒者・既卒者の就職を支援する。

また、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」の活用を図り、地域の関係機関等の連携による新卒者・既卒者の就職支援を実施する。

(参考)【平成 22 年度経済危機対応・地域活性化予備費、補正予算】

#### ○ 新卒者就職実現プロジェクト

予備費120億円、補正予算495億円

「経済危機対応・地域活性化予備費」において「3 年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」・「3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金」(「新卒者就職実現プロジェクト」)を創設し、補正予算において積み増しし、平成 23 年度末まで延長する。

また、補正予算において「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な者への支援を行う。

<各奨励金の具体的な内容>

- ・3 年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金：正規雇用から 6 か月後に 100 万円
- ・3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用(原則 3 か月)1 人月 10 万円、正規雇用から 3 か月後に 50 万円
- ・既卒者育成支援奨励金：有期雇用(原則 6 か月)1 人月 10 万円、そのうち Off-JT 期間(3 か月)は各月 5 万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から 3 か月後に 50 万円

**(2) フリーター等の正規雇用化の推進** **203億円( 241億円)**

ハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置(398名)し、担当者制による個別支援を徹底するとともに、平成22年度補正予算により実施した、フリーター等を一定の有期雇用を経て正規雇用で採用する企業に対する奨励措置の拡充(有期雇用:1人4万円・最大3か月。その後正規雇用へ移行した場合:中小企業100万円、大企業50万円。対象者:25歳以上~40歳未満→40歳未満)等により、フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取組の推進を図る。

**(3) ニート等の若者の職業的自立支援の強化** **20億円( 19億円)**

「地域若者サポートステーション事業」について、NPO等を活用し、その設置拠点を拡充(100箇所→110箇所)するとともに、アウトリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の縮減を図る。

**(4) 就業実現に向けた学校教育段階からの支援の推進(再掲)**

**87億円(37億円)**

保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習等、就職に向けた支援の実施などにより、学校教育段階からの就業支援を推進する。

**2 女性の就業希望の実現** **22億円(21億円)**

**○ マザーズハローワーク事業の拡充**

事業拠点の増設(163か所→168か所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

**3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進** **110億円(107億円)**

**(1) ひとり親家庭の就業支援等の推進** **35億円(35億円)**

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

**(2) マザーズハローワーク事業の拡充(再掲)** **22億円(21億円)**

**(3) 自立を促進するための経済的支援**

**52億円(50億円)**

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う「母子寡婦福祉貸付金」による経済的支援を行う。

**4 外国人労働者問題等への適切な対応**

**22億円(27億円)**

増加する外国人労働者からの相談等に適切に対応するための体制を整備するとともに、外国人労働者の労働条件の確保等のため、的確な監督指導、関係機関との効果的な連携等を推進する。